

ホームヘルプサービス カリタス

利用料金表 ※特別地域訪問介護加算あり (1割負担の場合)

介護給付(要介護 1~5) (事業所が提供するサービスの基本利用料金)

身体介護	サービスに要する時間	20分未満	20分以上~30分未満	30分以上~1時間未満	1時間以上1.5時間未満
	サービス内容略称	身体介護 01	身体介護 1	身体介護 2	身体介護 3
	自己負担	267円	399円	636円	932円
身体生活	サービスに要する時間 (右記時間は目安です)	サービス提供時間はケアプランに基づきます	身体介護 30分未満に引き続き生活援助 20分~45分未満	身体介護 30分未満に引き続き生活援助 45分~70分程度	身体介護 30分以上1時間未満に引き続き生活援助 20分~45分未満
	サービス内容略称		身体 1 生活 1	身体 1 生活 2	身体 2 生活 1
	自己負担		508円	614円	742円
生活援助	サービスに要する時間		20分~45分未満	45分以上	
	サービス内容略称		生活援助 2	生活援助 3	
	自己負担		295円	361円	

- ・ 上記の利用料金に 10%の特定事業所加算【Ⅱ】(体制要件・人材要件に適合) 15%の特別地域訪問介護加算 (※事業所が指定する地域。葵区下地域より北が対象) 24.5%の介護職員等処遇改善加算【Ⅰ】が含まれています。
- ・ 初回加算 (初回につき 1回) 利用者様負担 209円
新規に訪問介護(訪問介護相当サービス)計画書を作成し、初回サービス月内にサービス提供責任者が訪問した際に、加算されます。
- ・ 緊急時訪問介護加算 利用者様負担 105円
お客様または、ご家族から介護計画にない身体介護の要請を受け、ケアマネジャーと連携を図り、訪問介護を行った場合に加算されます。
- ・ 2人のヘルパーが共同でサービスを行う必要がある場合、通常の2倍料金になります。
- ・ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、負担額を変更します。
- ・ 買い物援助は原則自宅から最寄りの場所で行います。

【総合事業訪問型サービス】 支援、事業対象者 (1割負担の場合)

サービス内容略称 ※1月につき	訪問型サービスⅠ 週1回程度	訪問型サービスⅡ 週2回程度	訪問型サービスⅢ 〔週2回を超える 要支援2のみ〕
自己負担	1,754円	3,505円	5,561円

- ・ 上記の利用料金には、※15%の特別地域訪問介護加算と 24.5%の介護職員等処遇改善加算【Ⅰ】が含まれています。
(※特別地域加算は事業所が指定する地域。葵区下地域より北が対象)
- ・ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、負担額を変更します。
- ・ 総合事業サービスは、利用料が月単位の定額制のため、キャンセル料は不要とします。
- ・ 買い物援助は原則自宅から最寄りの場所で行います。

利用料金表 ※特別地域訪問介護加算なし (1割負担の場合)

介護給付(要介護 1~5) (事業所が提供するサービスの基本利用料金)

身体介護	サービスに要する時間	20分未満	20分以上~30分未満	30分以上~1間未満	1時間以上1.5時間未満
	サービス内容略称	身体介護 01	身体介護 1	身体介護 2	身体介護 3
	自己負担	233円	348円	553円	810円
身体生活	サービスに要する時間 (右記時間は目安です)	サービス提供時間はケアプランに基づきます	身体介護 30分未満に引き続き生活援助 20分~45分未満	身体介護 30分未満に引き続き生活援助 45分~70分程度	身体介護 30分以上1時間未満に引き続き生活援助 20分~45分未満
	サービス内容略称		身体 1 生活 1	身体 1 生活 2	身体 2 生活 1
	自己負担		441円	534円	645円
生活援助	サービスに要する時間		20分~45分未満	45分以上	
	サービス内容略称		生活援助 2	生活援助 3	
	自己負担		256円	314円	

- ・上記の利用料金に 10%の特定事業所加算【Ⅱ】 (体制要件・人材要件に適合) 24.5%の介護職員等処遇改善加算【Ⅰ】が含まれています。
- ・初回加算 (初回につき1回) 利用者様負担 209円
新規に訪問介護(訪問介護相当サービス)計画書を作成し、初回サービス月内にサービス提供責任者が訪問した際に、加算されます。
- ・緊急時訪問介護加算 利用者様負担 105円
お客様または、ご家族から介護計画にない身体介護の要請を受け、ケアマネジャーと連携を図り、訪問介護を行った場合に加算されます。
- ・2人のヘルパーが共同でサービスを行う必要がある場合、通常の2倍料金になります。
- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、負担額を変更します。
- ・買い物援助は原則自宅から最寄りの場所で行います。

【総合事業訪問介護サービス】 要支援・事業対象者 (1割負担の場合)

サービス内容略称 ※1月につき	訪問型サービスⅠ 週1回程度	訪問型サービスⅡ 週2回程度	訪問型サービスⅢ 〔週2回を超える〕 要支援2のみ
自己負担	1,526円	3,048円	4,835円

- ・上記の利用料金には、24.5%の介護職員等処遇改善加算【Ⅰ】が含まれています。
- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、負担額を変更します。
- ・総合事業サービスは利用料が月単位の定額制のため、キャンセル料は不要とします。
- ・買い物援助は原則自宅から最寄りの場所で行います。

介護保険適用外のサービス

第1条 事業者は、利用者との合意に基づき、介護保険の適用とならないサービスを、介護保険適用外サービスとして提供する。

2 事業者は、前項のサービス提供内容を必要に応じて、利用者及び家族に説明する。

3 第1項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担することとし、料金形態については次のとおりとする。

	30分以上1時間未満	1時間以上15分を増す毎に
平日(月～土曜日)	2,000円	500円
祭 日	2,300円	575円

4 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、サービスの全額が利用者負担となります。

令和6年6月現在